

証券コード 2489
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
株式会社 アドウェイズ
代表取締役社長 岡村 陽久

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

当日ご出席願えない場合は、次ページに記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午後1時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5F
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

3. 目的事項

報告事項

1. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

以 上

議決権行使方法のご案内

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後7時（当社営業時間終了時）までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を平成28年6月27日（月曜日）午後7時（当社営業時間終了時）までにご登録ください。

詳細につきましては、44頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

その他株主総会招集に関する事項

- (1) 当社は法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト（<http://www.adways.net/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・ 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
 - ・ 計算書類「個別注記表」なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもの他、上記ウェブサイトに掲載の書類も含まれております。
- (2) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (3) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席（扱いとさせて）いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (4) 記載事項を修正する場合の周知方法
事業報告、計算書類、連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト（<http://www.adways.net/>）において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）におけるインターネット広告業界は、スマートフォンを利用したビジネスが拡大している状況の中、インターネット広告市場は1兆1,594億円（前年比10.2%増）と前年に引き続き2桁成長を続けており、国内広告市場全体が0.3%増で推移する中で順調な拡大が見込まれております。（参考：株式会社電通「2015年（平成27年）日本の広告費」）

こうした経営環境のもと、当連結会計年度における当社グループの広告事業におきましては、主力のスマートフォン広告領域において、引き続き関連事業への投資を行い、システムツールによる効率化や取り扱い商材の幅を広げることで、事業を拡大してまいりました。

アプリ・メディア事業におきましては、「古の女神と宝石の射手」等の自社グループタイトルの売上拡大を推進してまいりました。

海外事業におきましては、中国、香港、台湾、韓国、アメリカ、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム、タイ、インドに拠点を設立しておりますが、特に中国・台湾・韓国を中心としたアジア地域に注力し、海外におけるスマートフォン領域で存在感を高めるため、積極的に事業展開を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の当社グループにおける連結業績は、以下の通り、前連結会計年度に対して、売上高は国内及び海外の広告事業が順調に伸長し増加しましたが、一方で費用の増加、貸倒引当金の計上や減損等の発生により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。

[連結業績]

(単位：千円、端数切捨て)

	第 1 5 期	第 1 6 期	増 減 率 (%)
売 上 高	35,890,983	39,613,864	10.4
営 業 利 益	1,057,496	687,538	△35.0
経 常 利 益	1,197,126	744,122	△37.8
親会社株主に帰属する当期純利益	686,504	145,658	△78.8

[セグメント別の売上高の概況]

(単位：千円、端数切捨て)

セ グ メ ン ト	第 1 5 期	第 1 6 期	増 減 率 (%)
広 告 事 業	28,308,613	31,584,022	11.6
ア プ リ ・ メ デ ィ ア 事 業	1,848,901	1,035,055	△44.0
海 外 事 業	5,573,138	6,813,101	22.2
そ の 他	160,329	181,685	13.3
合 計	35,890,983	39,613,864	10.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、105,071千円であります。

その主なものは、当社における什器備品の購入36,581千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (平成25年3月期)	第 14 期 (平成26年3月期)	第 15 期 (平成27年3月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	22,639,549	31,521,529	35,890,983	39,613,864
経 常 利 益 (千円)	429,591	840,911	1,197,126	744,122
親会社株主に 帰属する 当期純利益	304,061	551,678	686,504	145,658
1株当たり当期純利益 (円)	8円01銭	14円45銭	16円81銭	3円51銭
総 資 産 (千円)	9,024,689	17,748,617	19,806,604	19,950,802
純 資 産 (千円)	4,843,965	11,808,334	13,090,790	12,489,728
1株当たり純資産額 (円)	133円87銭	287円66銭	310円44銭	302円18銭

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき500株の割合をもって株式分割を行ったことをふまえ、平成25年3月期の期首に同株式分割が行われたものと仮定し当該数値を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決 権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
愛徳威軟件開發 (上海) 有限公司	1,000千USD	100	スマートフォンアプリの開発等のアプリ事業、データ事業及びその他の事業
愛徳威廣告(上海) 有限公司	1,000千USD	100	インターネット及びモバイルでの広告事業
JS ADWAYS MEDIA INC.	1,880千TWD	66※	インターネット及びモバイルでの広告事業
ADWAYS KOREA, INC.	1,900,000 千KRW	100	インターネット及びモバイルでの広告事業

(注) 1. 連結対象の子会社は上記の重要な子会社に記載の4社を含む26社であります。

2. 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

3. ※印の議決権比率は、間接所有によるものです。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるインターネット広告市場は市場全体が引き続き拡大する一方、スマートフォンビジネスのサービスの多様化や新しいテクノロジーの発生が見られております。また全世界においては、インターネット及びスマートフォンの普及が今後さらに拡大していくと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは、広告事業においては、スマートフォン向け広告サービスの取引拡大を目指すとともに、当社グループの主力クライアントであるゲーム開発会社のみならず、それ以外の業種のクライアントの獲得等による事業の拡大を図っております。また、アプリ事業においては、自社グループタイトルにおける収益効率化を図り、ユーザーへのリーチの拡大を図っております。海外事業においては、アジア・北米地域を中心にスマートフォン向けサービスを充実させ、海外におけるクライアントのニーズに応えていくことで当社グループの広告ネットワークの拡大を図ってまいります。

今後の収益拡大のためには、広告事業のさらなるサービス領域の拡大と既存商品の深耕、新規サービスによるサービスの総合力の底上げと品質の向上、海外における事業の拡大が重要な課題と認識しております。また、現在のビジネス規模の拡大を進めていくためには、当然の課題として、経営体制をより強固にしていくことも重要な課題と認識しております。

① 広告事業の拡大

従来の携帯電話端末向け広告の市場は縮小傾向にあるため、スマートフォン向け広告とPC向け広告の事業規模の拡大が必要不可欠であると認識しております。当社グループは、クライアントと提携メディアのニーズを的確に把握し、両者をつなぐアフィリエイトサービスプロバイダー（ASP）としての地位を確固たるものへと築きつつ、他社との戦略的提携により広告ネットワークの拡充を行う等、事業規模の拡大を図ってまいります。そのためには、優秀な人材の確保や利便性が高いソフトウェアの開発等による差別化及び意思決定の迅速化を行うとともに、海外における事業の拡大を図ってまいります。

② 経営体制のさらなる強化

スマートフォンの普及は、ユーザーの携帯電話からのインターネットの利用形態に大きな変化をもたらしており、そのプラットフォーム上で事業を行う企業は、従来のPC・携帯電話の垣根がない市場への対応を迫られております。また国際間でのプラットフォームの共有化は、海外企業の日本市場への参入を容易にしております。

当社グループは、今まで培ってきたPC・携帯電話双方の経験とスキルを生かし、比較的短期間でスマートフォンのビジネスを拡大できたと認識しております。また、国内の市場だけでなく成長著しいアジア市場や北米市場にいち早く進出し、各国で事業の足場を築きました。

今後は、世界に通用するようなサービスを提供し、有力な競合企業との差別化を行い、各拠点で安定した事業展開を進めていく段階だと認識しております。そのためには各国のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定と統制のとれた体制の構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社の主たる事業は、「広告事業」と、「アプリ・メディア事業」及び「海外事業」の3つの事業単位を基礎としており、各事業が提供するサービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「広告事業」は、スマートフォンやその他の携帯電話、PC向けのアフィリエイト広告サービスを中心としたインターネット広告を総合的に提供しており、「アプリ・メディア事業」は、スマートフォンアプリやWebメディアの企画・開発・運営事業等、「海外事業」は、海外における広告事業等を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社	東 京 都 新 宿 区

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
愛徳威軟件開發（上海）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
愛徳威廣告（上海）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市
J S A D W A Y S M E D I A I N C .	中 華 民 国 （ 台 湾 ） 台 北 市
A D W A Y S K O R E A , I N C .	大 韓 民 国 ソ ウ ル 市

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
広 告 事 業	241 (25) 名	14名増
アプリ・メディア事業	68 (一) 名	42名減
海 外 事 業	292 (103) 名	49名増
本 社 部 門 （ 共 通 ）	173 (3) 名	23名増
そ の 他	63 (61) 名	4名増
合 計	837 (192) 名	48名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者は除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
3. 本社部門（共通）として、記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及びシステム部門に所属しているものであります。
4. 子会社である株式会社サムライ・アドウェイズのクライアント数の減少に伴い、アプリ・メディア事業の使用人数が減少しております。また、海外事業の増強のため同事業の使用人数が、さらに開発体制の強化のため本社部門（共通）の使用人数が増加しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436 (30) 名	15名増	30歳9ヶ月	3年1ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人数は、当社から他社への出向者は除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
3. 広告事業、海外事業の増強並びに開発体制の強化に伴う本社部門（共通）の使用人数が増加しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 153,150,000株

② 発行済株式の総数 41,583,500株（自己株式857,600株を含む）

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は15,000株増加しております。

③ 株主数 32,966名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
岡村 陽久	8,149,300株	20.01%
伊藤忠商事株式会社	5,980,700株	14.68%
松井証券株式会社	443,300株	1.08%
株式会社SBI証券	173,800株	0.42%
GMOクリック証券株式会社	125,800株	0.30%
東條 公昭	118,200株	0.29%
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC	102,151株	0.25%
紀井 義弘	99,000株	0.24%
日本証券金融株式会社	98,400株	0.24%
立花証券株式会社	95,600株	0.23%

（注）持株比率は自己株式（857,600株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

平成25年1月31日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
78個（新株予約権1個につき500株）
- ・新株予約権の目的である株式数
39,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 98,000円（1株当たり 196円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本金及び資本準備金に関する事項
 - a. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - b. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額から上記a.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成27年2月19日から平成35年1月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - b. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
 - c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- d. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、1個未満の行使はできないものとする。
- e. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役は除く)	78個	39,000株	1人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 平成25年10月1日付で行った1株を500株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	岡 村 陽 久	
取 締 役	西 岡 明 彦	国内事業担当
取 締 役	野 田 順 義	グローバル事業担当
取 締 役	三 木 雄 信	ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社 代表取締役社長 Movability株式会社 代表取締役社長 トライオン株式会社 代表取締役社長 KENT英会話学院株式会社 代表取締役 ソフトバンク・テクノロジー株式会社 取締役 株式会社LITALICO 社外取締役 アソビモ株式会社 社外取締役 株式会社グッドラックスリー 社外取締役 サイジニア株式会社 監査役 株式会社マイネット 社外監査役 東北学院大学経営研究所 特別研究員
常 勤 監 査 役	横 山 寛 美	Cydsa株式会社 顧問
監 査 役	鈴 木 邦 明	公認会計士鈴木邦明事務所 所長 株式会社イーサーブ 代表取締役 トリドール株式会社 社外取締役 公認会計士
監 査 役	彦 坂 浩 一	中島・彦坂・久保内法律事務所 株式会社大気社 社外監査役 弁護士
監 査 役	鵜 川 正 樹	鵜川公認会計士事務所 所長 株式会社キャピタル・アセット・プランニング 社外監査役 監査法人ナカチ 社員 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究 科 特任教授 公認会計士

(注) 1. 取締役三木雄信氏は、社外取締役であります。

当社は、取締役三木雄信氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

取締役三木雄信氏が社外取締役を務めるアソビモ株式会社及び株式会社グッドラックスリーと当社の間には広告の取引があります。また、同氏が監査役を務めるサイジニア株式会社に対し当社は出資比率0.3%の出資を行っているとともに広告取引があります。

同氏はアソビモ株式会社、サイジニア株式会社、株式会社グッドラックスリー及び当社において、業務執行に関与しない社外取締役もしくは監査役であることから、同氏と各社それぞれの関係に起因する独立性に影響はないと考えており、社外取締役及び独立役員としての職務が適切に遂行できると判断しております。

なお、担当及び重要な兼職の状況に記載のある他の各社と当社との間に取引関係はありません。

2. 監査役横山寛美氏及び監査役鶴川正樹氏は、社外監査役であります。

当社は、監査役横山寛美氏及び監査役鶴川正樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、監査役鶴川正樹氏は、担当及び重要な兼職の状況に記載の通りの兼職をしておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。

3. 取締役野田順義氏は海外事業担当からグローバル事業担当へ担当が変更になりました。

4. 監査役横山寛美氏は株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）及びパークレイズ信託銀行株式会社（現ブラックロック・ジャパン株式会社）において金融業務及び融資先信用分析に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役鈴木邦明氏及び監査役鶴川正樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が社外取締役又は監査役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	81,258千円 (6,120千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	22,380千円 (13,980千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	103,638千円 (20,100千円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月26日開催の第10期定時株主総会において月額40,000千円以内（うち社外取締役分5,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、別枠で平成21年6月27日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額450,000千円以内と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月26日開催の第10期定時株主総会において月額10,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で平成21年6月27日開催の第9期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、年額50,000千円以内と決議いただいております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (全13回開催)			監査役会 (全13回開催)		
	就任期間中の 開催回数	出席回数	出席率	就任期間中の 開催回数	出席回数	出席率
取締役 三木雄信	13回	13回	100%	—	—	—
監査役 横山寛美	13回	13回	100%	13回	13回	100%
監査役 鶴川正樹	13回	13回	100%	13回	12回	92%

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が13回ありました。

- ・取締役会等における発言状況

取締役会においては、取締役三木雄信氏はその経歴を通じて培われた経営戦略等多角的な視点から、取締役会の意思決定の適正を確保するための意見・助言を適宜行っております。また、常勤監査役横山寛美氏はエコノミストとしての見識から経営の健全性を踏まえた意見等を、監査役鶴川正樹氏は官公庁並びに金融機関での実務経験、公認会計士としての見識から財務の健全性のチェック等を適宜必要に応じて行っております。

監査役会においては、監査役会で定めた役割に則して、常勤監査役横山寛美氏は経営全般にわたり、監査役鶴川正樹氏は財務・経理面を中心にそれぞれ、取締役の職務執行に係る事項等について幅広く発言しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較を行い、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査計画の内容、監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	17,583,814	流動負債	7,350,564
現金及び預金	10,918,672	支払手形及び買掛金	5,626,569
受取手形及び売掛金	6,415,206	未払金	488,751
商 品	46,047	未払法人税等	307,637
貯 蔵 品	1,027	預 り 金	104,882
前 渡 金	222,299	未 払 費 用	18,789
前 払 費 用	96,453	前 受 金	517,043
繰延税金資産	31,133	そ の 他	286,891
そ の 他	93,392	固定負債	110,509
貸倒引当金	△240,417	資産除去債務	107,641
固定資産	2,366,988	そ の 他	2,867
有形固定資産	351,926	負債合計	7,461,074
建 物	297,120	純資産の部	
車両運搬具	3,759	株 主 資 本	11,811,255
工具、器具及び備品	399,201	資 本 金	1,605,258
減価償却累計額	△348,154	資本剰余金	7,294,982
無形固定資産	98,516	利益剰余金	3,317,590
の れ ん	21,510	自 己 株 式	△406,577
商 標 権	734	その他の包括利益累計額	495,360
ソフトウェア	76,272	その他有価証券評価差額金	40,099
投資その他の資産	1,916,544	為替換算調整勘定	455,261
投資有価証券	1,196,407	新株予約権	60,951
関係会社出資金	132,434	非支配株主持分	122,160
長期貸付金	26,266	純資産合計	12,489,728
繰延税金資産	138,431	負債純資産合計	19,950,802
そ の 他	440,040		
貸倒引当金	△17,036		
資産合計	19,950,802		

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		39,613,864
売上原価		32,426,838
売上総利益		7,187,026
販売費及び一般管理費		6,499,488
営業利益		687,538
営業外収益		
受取利息及び配当金	55,800	
補助金収入	13,587	
持分法による投資利益	5,857	
その他の	14,737	89,983
営業外費用		
為替差損	11,715	
投資有価証券評価損	16,693	
その他の	4,989	33,398
経常利益		744,122
特別利益		
固定資産売却益	547	
投資有価証券売却益	102,858	103,405
特別損失		
固定資産売却損	131	
関係会社株式評価損	44,120	
投資有価証券評価損	116,730	
減損損失	4,742	165,725
税金等調整前当期純利益		681,803
法人税、住民税及び事業税	510,830	
法人税等調整額	△28,130	482,700
当期純利益		199,102
非支配株主に帰属する利益		53,444
当期親会社株主に帰属する利益		145,658

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計 合
当 期 首 残 高	1,603,169	7,397,775	3,234,692	—	12,235,637
会計方針の変更による 累積的影響額		△102,932	78,517		△24,415
誤謬の訂正による 累積的影響額					—
会計方針の変更及び誤謬の訂正を 反映した当期首残高	1,603,169	7,294,842	3,313,210	—	12,211,222
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	2,089	2,089			4,179
剰 余 金 の 配 当			△139,670		△139,670
親会社株主に帰属する 当期純利益			145,658		145,658
自己株式の取得				△406,577	△406,577
連結範囲の変動			△1,607		△1,607
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△1,950			△1,950
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,089	139	4,380	△406,577	△399,966
当 期 末 残 高	1,605,258	7,294,982	3,317,590	△406,577	11,811,255

	そ の 他 の 包 括			新株予約権	非 支 配 株 持 主 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	利 益 累 計 額 為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	283,974	494,281	778,256	62,191	123,930	13,200,014
会計方針の変更による 累積的影響額						△24,415
誤謬の訂正による 累積的影響額	△109,223		△109,223			△109,223
会計方針の変更及び誤謬の訂正を 反映した当期首残高	174,750	494,281	669,032	62,191	123,930	13,066,375
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						4,179
剰 余 金 の 配 当						△139,670
親会社株主に帰属する 当期純利益						145,658
自己株式の取得						△406,577
連結範囲の変動						△1,607
連結子会社株式の取得による 持分の増減						△1,950
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△134,651	△39,019	△173,671	△1,239	△1,769	△176,680
連結会計年度中の変動額合計	△134,651	△39,019	△173,671	△1,239	△1,769	△576,647
当 期 末 残 高	40,099	455,261	495,360	60,951	122,160	12,489,728

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 主要な連結子会社の名称

26社
愛徳威軟件開發（上海）有限公司
愛徳威廣告（上海）有限公司
株式会社おくりバント
愛徳威信息科技有限公司
上海友付網絡科技有限公司
ADWAYS ASIA HOLDINGS LTD.
株式会社ラビオンソーシャル
ADWAYS TECHNOLOGY LTD.
株式会社サムライ・アドウェイズ
ラボット株式会社
JS ADWAYS MEDIA INC.
株式会社パシオリユース
コパンコ株式会社（旧株式会社Adways Frontier）
ADWAYS INTERACTIVE, INC.
ADWAYS KOREA, INC.
株式会社七転八起
株式会社サムライベイビー
亜堂科技（上海）有限公司
Bulbit株式会社
コパン株式会社
株式会社楽一番（旧株式会社トロピックスメディア）
株式会社フィッティアー（旧株式会社アドウェイズ・サポート）
当連結会計年度において、新規設立に伴い、ADWAYS HONGKONG LTD.、ADWAYS TECHNOLOGY HONGKONG LTD. 及び株式会社アイドテックを追加しております。また、重要性が増したため、ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD. を追加しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数
- ・ 主要な非連結子会社の名称

8社
株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ
ADWAYS PHILIPPINES INC.
PT. ADWAYS INDONESIA
ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC.
ADWAYS VIETNAM CO., LTD.
ADWAYS LABS (THAILAND) CO., LTD.

- ・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用会社の名称 ライヴエイド株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結 8社

子会社及び関連会社の数

- ・主要な会社等の名称

株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ
ADWAYS PHILIPPINES INC.
PT. ADWAYS INDONESIA
ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC.
ADWAYS VIETNAM CO., LTD.
ADWAYS LABS(THAILAND) CO., LTD.

- ・持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、愛徳威軟件開発（上海）有限公司、愛徳威広告（上海）有限公司、愛徳威信息科技（上海）有限公司、上海友付網絡科技有限公司、ADWAYS ASIA HOLDINGS LTD.、ADWAYS TECHNOLOGY LTD.、JS ADWAYS MEDIA INC.、ADWAYS INTERACTIVE, INC.、ADWAYS KOREA, INC.、亜堂科技（上海）有限公司、ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD.、ADWAYS HONGKONG LTD. 及びADWAYS TECHNOLOGY HONGKONG LTD. の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、愛徳威軟件開発（上海）有限公司、愛徳威広告（上海）有限公司、愛徳威信息科技（上海）有限公司、上海友付網絡科技有限公司、ADWAYS ASIA HOLDINGS LTD.、ADWAYS TECHNOLOGY LTD.、JS ADWAYS MEDIA INC.、ADWAYS INTERACTIVE, INC.、ADWAYS KOREA, INC.、亜堂科技（上海）有限公司、ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD.、ADWAYS HONGKONG LTD. 及びADWAYS TECHNOLOGY HONGKONG LTD. については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

（子会社出資金及び関連会社出資金を含む）

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。当社が出資する投資事業組合等に対する出資持分の損益のうち当社に帰属する持分相当額については、純額で取り込み、営業外損益に計上するとともに「投資有価証券」を加減する処理を行っております。

ロ. たな卸資産

・商品及び製品

主として、先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 2～15年

工具、器具及び備品 3～10年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2～5年)に基づいております。

③ 繰延資産の処理方法

創立費、株式交付費

支出時に全額費用としております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は12,297千円減少し、法人税等調整額が13,592千円、その他有価証券評価差額金が1,294千円、それぞれ増加しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれんが16,947千円減少、資本剰余金が102,932千円減少、利益剰余金が78,517千円増加、投資有価証券が2,907千円及び関係会社出資金が4,560千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,257千円増加しております。

3. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において過年度におけるその他有価証券評価差額金の表示に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度期首の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書のその他有価証券評価差額金の期首残高は、109,223千円減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	41,568,500株	15,000株	一株	41,583,500株

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加15,000株であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	一株	857,600株	一株	857,600株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の増加857,600株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払総額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	139,670千円	3.36円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	95,705千円	2.35円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 4,669,300株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、流動性を確保しながら、資金の内、運転資金を除く余剰資金に対して、事業会社本来の目的を逸脱しない範囲に限定し、原則として預貯金のみの運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

その他の金融商品取引（信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等）については、原則行わない方針ではありますが、今後の海外事業の拡大により、先物為替予約等をヘッジ目的で利用する可能性があります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上関係を有する企業の株式であります。主として非上場株式であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、定期的に発行企業の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	10,918,672	10,918,672	—
(2)受取手形及び売掛金	6,415,206		
貸倒引当金	△240,417		
受取手形及び売掛金 (純額)	6,174,788	6,174,788	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	148,060	148,060	—
資産計	17,241,522	17,241,522	—
支払手形及び買掛金	5,626,569	5,626,569	—
負債計	5,626,569	5,626,569	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

- ・子会社株式及び関連会社株式124,603千円、子会社出資金132,434千円及び非上場株式及び非上場転換社債536,217千円については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。
- ・投資事業組合出資（連結貸借対照表計上額387,525千円）については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 302円18銭
(2) 1株当たり当期純利益 3円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

重要な子会社等の設立

当社は、平成28年4月21日開催の取締役会において、インド共和国における重要な子会社の設立について決議いたしました。

① 子会社設立の理由

インド共和国は、世界第2位の人口と中間所得者層の増加を背景に、スマートフォン端末が急速に普及しております。それに伴い、モバイル広告市場規模は、2013年以降前年比200%以上の成長を続けており、2018年には年間1,000億円規模の市場に成長すると予想されております（出典：eMarketer）。

当社は、海外における事業拡大を推進するためには、今後も成長が見込まれるインド共和国において現地拠点による事業活動が必要であると判断し、新たに現地法人を設立することを決議いたしました。

② 子会社の概要

名 称 : ADWAYS INNOVATIONS INDIA PVT. LTD.
所 在 地 : インド共和国ハリヤーナー州グルガーオン
代 表 者 : 代表取締役 中山 義一
事 業 内 容 : 広告代理事業、メディア事業
資 本 金 : 150百万インドルピー
設 立 年 月 日 : 平成28年5月17日
出 資 比 率 : 当社 99.0%、当社子会社 1.0%（当社グループ 100.0%）

10. その他の注記

(1) 投資有価証券

投資有価証券及び関係会社出資金のうち非連結子会社及び関連会社に対するものは次の通りであります。

投資有価証券（株式）	124,603千円
出資金	132,434千円

(2) 資産除去債務

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～10年と見積り、割引率は0.099%～1.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	93,738千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16,506千円
時の経過による調整額	475千円
資産除去債務の履行による減少額	△5,294千円
見積りの変更による増加額(注)	2,215千円
期末残高	<u>107,641千円</u>

(注) 当連結会計年度に海外連結子会社において当初行っていた見積りの金額が確定した事に伴い、追加で計上しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,530,947	流 動 負 債	5,683,104
現金及び預金	8,179,773	買掛金	4,722,326
売掛金	4,779,725	未払金	322,879
貯蔵品	1,027	未払法人税等	254,741
前渡金	6,079	未払消費税等	236,145
前払費用	53,065	前受金	61,248
未収収益	796	預り金	66,659
繰延税金資産	31,133	未払費用	16,963
その他	487,159	その他	2,140
貸倒引当金	△7,813	固 定 負 債	91,290
固 定 資 産	3,479,634	資産除去債務	91,135
有形固定資産	232,664	その他	154
建物	146,385	負 債 合 計	5,774,395
工具、器具及び備品	86,279	純 資 産 の 部	
無形固定資産	46,654	株 主 資 本	11,135,136
ソフトウェア	45,920	資 本 金	1,605,258
商 標 権	734	資 本 剰 余 金	7,399,865
投資その他の資産	3,200,315	資本準備金	595,258
投資有価証券	1,071,803	その他資本剰余金	6,804,606
関係会社株式	805,230	利 益 剰 余 金	2,536,589
関係会社出資金	826,212	その他利益剰余金	2,536,589
長期貸付金	162,927	繰越利益剰余金	2,536,589
繰延税金資産	138,431	自 己 株 式	△406,577
その他	240,212	評価・換算差額等	40,099
貸倒引当金	△44,504	その他有価証券評価差額金	40,099
資 産 合 計	17,010,581	新 株 予 約 権	60,951
		純 資 産 合 計	11,236,186
		負 債 純 資 産 合 計	17,010,581

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,053,275
売 上 原 価		27,256,245
売 上 総 利 益		4,797,030
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,965,162
営 業 利 益		831,868
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	86,543	
為 替 差 益	3,860	
そ の 他	9,139	99,544
営 業 外 費 用		
そ の 他	18,666	18,666
経 常 利 益		912,746
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	102,858	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	115,331	218,189
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	24,750	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	310,874	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	116,730	
減 損 損 失	4,742	457,097
税 引 前 当 期 純 利 益		673,838
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	390,459	
法 人 税 等 調 整 額	△32,517	357,941
当 期 純 利 益		315,897

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金		自己株式	株主資本合計
		資本金準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,603,169	593,169	6,804,606	7,397,775	2,360,361	2,360,361	—	11,361,306
誤謬の訂正による累積的影響額								—
誤謬の訂正を反映した当期首残高	1,603,169	593,169	6,804,606	7,397,775	2,360,361	2,360,361	—	11,361,306
事業年度中の変動額								
新株の発行	2,089	2,089		2,089				4,179
剰余金の配当					△139,670	△139,670		△139,670
当期純利益					315,897	315,897		315,897
自己株式の取得							△406,577	△406,577
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	2,089	2,089	—	2,089	176,227	176,227	△406,577	△226,170
当期末残高	1,605,258	595,258	6,804,606	7,399,865	2,536,589	2,536,589	△406,577	11,135,136

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	283,974	283,974	62,191	11,707,472
誤謬の訂正による累積的影響額	△109,223	△109,223		△109,223
誤謬の訂正を反映した当期首残高	174,750	174,750	62,191	11,598,248
事業年度中の変動額				
新株の発行				4,179
剰余金の配当				△139,670
当期純利益				315,897
自己株式の取得				△406,577
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△134,651	△134,651	△1,239	△135,891
事業年度中の変動額合計	△134,651	△134,651	△1,239	△362,061
当期末残高	40,099	40,099	60,951	11,236,186

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社アドウェイズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土 屋 光 輝 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドウェイズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社アドウェイズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土 屋 光 輝 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドウェイズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、毎月定例監査役会及び必要に応じ臨時監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社アドウェイズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	横	山	寛	美	⑩
監査役	鈴	木	邦	明	⑩
監査役	彦	坂	浩	一	⑩
監査役（社外監査役）	鵜	川	正	樹	⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案するとともに、インターネット及びスマートフォン関連市場の安定的な成長を背景にスマートフォン広告及びインターネット広告事業が順調に推移したことから、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、親会社株主に帰属する当期純利益の配当性向15%から算出される1株当たり配当金0円53銭と、前期の普通配当と同額である1株当たり配当金2円35銭を比較し、高い方である1株当たり金2円35銭を以下の通り当期の期末配当金といたします。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円35銭といたします。
なお、この場合の配当総額は95,705,865円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業規模拡大及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条の取締役の員数を4名以内から6名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 (省略) (員数)	第1条～第17条 (現行の通り) (員数)
第18条 当社の取締役は <u>4</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役は <u>6</u> 名以内とする。
第19条～第47条 (省略)	第19条～第47条 (現行の通り)

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役西岡明彦氏及び取締役野田順義氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、経営体制の強化のため、新たに取締役1名を増員することとし、3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	にし おか あき ひこ 西岡明彦 (昭和52年8月25日生)	平成15年4月 当社入社 平成18年4月 当社ファイナンス&アドミニストレーショングループ グループマネージャー 平成20年4月 当社ビジネスデベロップメントグループ モバイル担当グループマネージャー 平成20年8月 株式会社アドウェイズ・エンタテインメント (株式会社エムアップAEに商号変更し、平成25年5月1日付で株式会社エムアップに吸収合併) 取締役 平成20年10月 当社モバイル担当執行役員 平成21年4月 株式会社アドウェイズ・プラネット (現 株式会社おくりバント) 代表取締役 平成22年6月 当社取締役 モバイルグループ担当 平成23年2月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 代表取締役 (現任) 平成23年3月 当社取締役 ビジネスデベロップメントグループ担当 平成23年6月 ADWAYS TECHNOLOGY VIETNAM JSC. 取締役 (現任) 平成24年10月 当社取締役 国内事業担当 (現任) 平成27年2月 ADWAYS PHILIPPINES INC. 取締役 (現任)	21,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	の だ のぶ よし 野 田 順 義 (昭和53年5月10日生)	<p>平成21年3月 当社入社</p> <p>平成23年6月 当社スマートフォン担当執行役員 株式会社アドウェイズ・プラネット (現 株式会社おくりバント) 取締役</p> <p>平成23年9月 株式会社ラビオンソーシャル 取締役</p> <p>平成23年10月 当社ビジネスデベロップメントグループ担当執行役員</p> <p>平成24年1月 当社広告事業兼海外事業グループ北米担当執行役員</p> <p>平成24年4月 ADWAYS INTERACTIVE, INC. 代表取締役</p> <p>平成24年9月 株式会社muamua games (現 株式会社パシオリユース) 取締役</p> <p>平成24年10月 当社グローバル事業担当執行役員 ADWAYS KOREA, INC. 代表取締役</p> <p>平成25年5月 JS ADWAYS MEDIA INC. 取締役(現任)</p> <p>平成25年6月 当社取締役 海外事業担当</p> <p>平成25年8月 ADWAYS INTERACTIVE, INC. 取締役(現任)</p> <p>平成25年9月 ADWAYS KOREA, INC. 取締役(現任)</p> <p>平成26年1月 愛徳威広告(上海)有限公司 董事(現任)</p> <p>平成27年4月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 取締役(現任)</p> <p>平成27年5月 ADWAYS VIETNAM CO., LTD. 取締役(現任)</p> <p>平成27年7月 当社取締役 グローバル事業担当(現任)</p> <p>平成27年8月 ADWAYS ASIA HOLDINGS LTD. 取締役(現任) ADWAYS HONGKONG LTD. 代表取締役</p> <p>平成27年12月 ADWAYS HONGKONG LTD. 取締役(現任)</p> <p>平成28年3月 ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD. 取締役(現任)</p>	2,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	やま だ しょう 山 田 翔 (昭和60年3月15日生)	平成19年4月 当社入社 平成25年7月 Bulbit株式会社 代表取締役(現任) 平成26年4月 当社新規領域担当執行役員 平成26年4月 株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ 取締役(現任) 平成26年5月 株式会社アドウェイズ・ラボット(現ラボット株式会社) 取締役(現任) 平成27年7月 株式会社アドウェイズ・サポート(現株式会社フィッティアー) 代表取締役(現任) 平成28年1月 当社新規領域担当上席執行役員(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西岡明彦氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
平成15年入社以来、モバイル、スマートフォン広告など当社の主力事業を牽引してきた経験を活かし、平成22年からは取締役としてモバイルグループの、平成23年からは国内事業全般の事業拡大に貢献しております。今後も引き続き活躍が期待されることから取締役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 野田順義氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
平成21年入社後、当社の主力事業であるモバイル、スマートフォン広告部門の拡大に貢献した後、海外事業の立ち上げに尽力し、平成25年からは取締役として海外事業の展開に貢献しております。今後も引き続き活躍が期待されることから取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 山田翔氏を取締役候補者とした理由は以下の通りです。
平成19年に入社後、リワード広告サービス「リワードプラス」やスマートフォン向け広告サービス「AppDriver」など様々なプロジェクト、新規事業を成功させ、平成25年7月からは当社子会社Bulbit株式会社の代表取締役として、全世界対応のスマートフォン向け効果測定システム「PartyTrack」を企画する等、新規ビジネスの開拓に貢献しております。今後も引き続き新たなプロダクトを開発し、当社の新規領域への貢献が期待されることから取締役候補者として選任をお願いするものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

当社監査役は4名（うち社外監査役2名）ですが、社外監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、美澤臣一氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
みさわ しんいち 美澤 臣一 (昭和35年6月22日生)	昭和59年4月 西武建設株式会社入社	—
	平成元年4月 大和証券株式会社入社	
	平成9年7月 ディー・ブレイン証券株式会社設立 代表取締役社長	
	平成11年7月 トランス・コスモス株式会社入社 事業企画開発本部副本部長	
	平成12年3月 ソフトブレイン株式会社 取締役	
	平成12年6月 トランス・コスモス株式会社 取締役	
	平成13年4月 同社常務取締役 事業推進本部長	
	平成14年4月 同社常務取締役 事業開発統括本部長	
	平成14年10月 同社専務取締役 サービス開発本部長	
	平成15年4月 有限会社MSアソシエイツ(現 コ・クリエーションパートナーズ株式会社) 設立 代表取締役(現任)	
	平成15年6月 ダブルクリック株式会社(平成22年3月30日付でトランス・コスモス株式会社に吸収合併) 社外監査役	
	平成16年4月 トランス・コスモス株式会社 専務取締役CFO(最高財務責任者)	
	平成16年7月 株式会社ウェブクルー 社外監査役	
	平成20年9月 株式会社マクロミル 社外取締役	
	平成22年6月 株式会社ナノ・メディア 社外監査役	
平成23年7月 株式会社ザッパラス 社外取締役(現任)		
平成25年6月 ミナトエレクトロニクス株式会社(現 ミナトホールディングス) 社外監査役(現任)		
平成26年3月 ジグソー株式会社(現 J I G - S A W株式会社) 社外監査役		
平成28年3月 同社社外取締役監査等委員(現任)		

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 美澤臣一氏は、補欠の社外監査役候補者として選任するものであります。
3. 美澤臣一氏の経営者及び役員としての豊富な経験・見識を、当社の監査機能の強化に活かしていただけると判断したため、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社が各監査役に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額のうち最も高い額の2倍の額としております。補欠の社外監査役候補者である美澤臣一氏の間におきましても、監査役就任時に当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 美澤臣一氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であり、同氏は「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていると判断しております。

第5号議案 スtock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定 を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り、Stock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものいたします。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の従業員、当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に割り当てるものいたします。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

15,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は1,500,000株を上限とし、下記(2)①により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、付与株式数は100株とする。

なお、本株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から 2 年を経過した日から 3 年間までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。
- iii 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

- i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(2)①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記3.(2)⑧iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(2)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(2)③に定める行使期間の末日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(2)⑤に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - viii その他新株予約権の行使の条件
上記3.(2)④に準じて決定する。
 - ix 新株予約権の取得事由及び条件
上記3.(2)⑦に準じて決定する。
 - x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- ⑨ 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- ⑪ その他、新株予約権の内容及び細目の決定は、取締役会に委任する。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権を行使される場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）午後7時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行はされるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
3. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (1) ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (2) PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®又は、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されております。
4. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
5. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

【パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について】

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)
2. 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ②証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

【会社説明会のご案内】

第16期定時株主総会終了後、下記の通り「会社説明会」を開催し、当社を取り巻く環境や今後の戦略等につきまして、さらに詳細にご説明申しあげ、併せて株主の皆様より、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。

ご多用中とは存じますが、定時株主総会と併せ、ぜひともご出席賜りますようご案内申しあげます。

1. 日時 平成28年6月28日 (火曜日)
第16期定時株主総会終了後、引き続き1時間程度の予定で開催させていただきます。
2. 場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5F
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター (株主総会会場)

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

【日時】 平成28年6月28日（火）午後1時

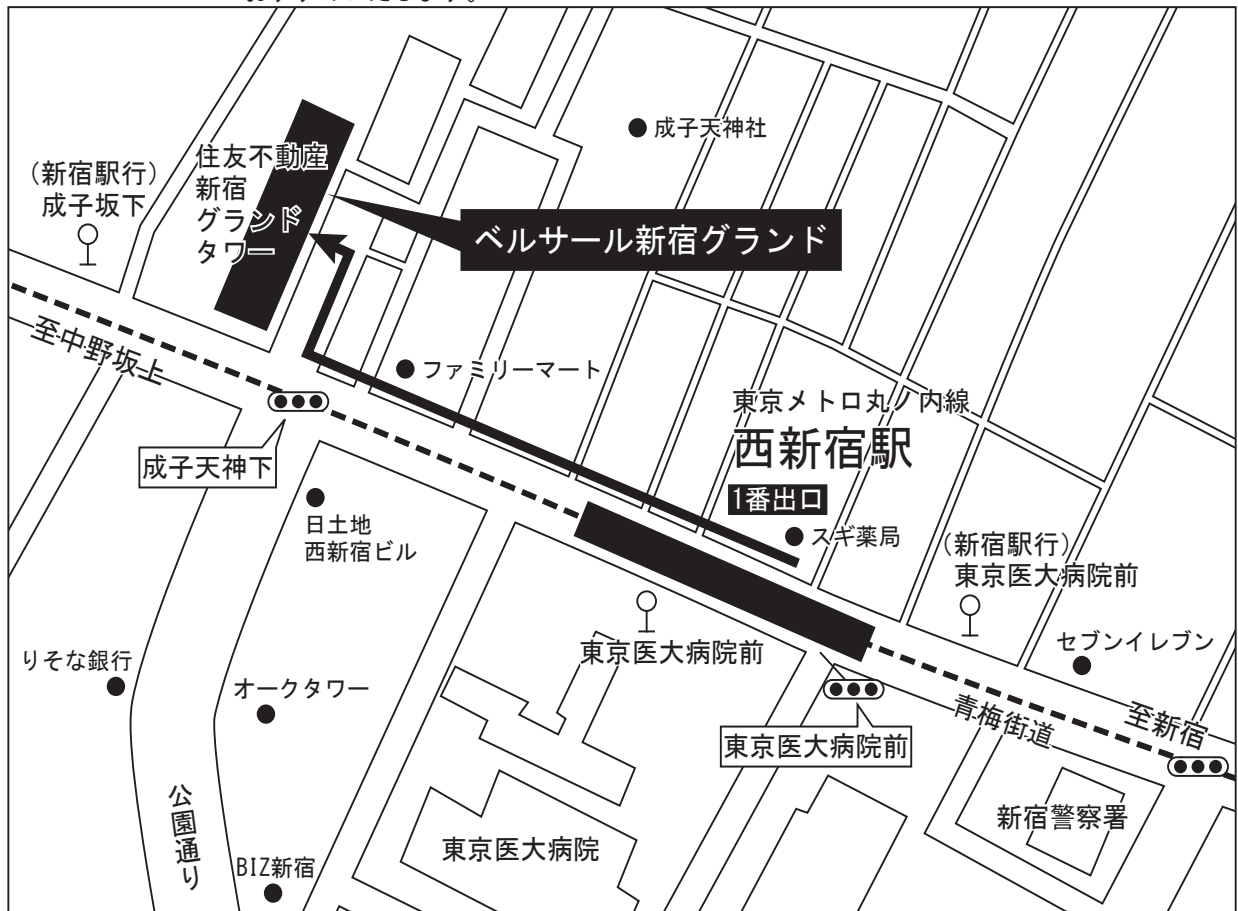
【会場】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5F
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

【TEL】 03-3362-4792

※「ベルサール新宿セントラルパーク」「ベルサール西新宿」ではございませんのでご注意ください。

【交通】 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅（1番出口）」徒歩3分

※当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。



【ご注意】

※株主総会会場へは5F～13Fに停車するエレベーター『A』をご利用ください。

30Fへ直通のシャトルエレベーター、14F～21Fに停車するエレベーター『B』は会場階である5Fには停車いたしません。

※会場は「ベルサール新宿グランド ホール」ではございません。ご注意ください。

